

花巻市公立保育園再編第2期実施計画 花巻市立保育所設置運営にかかる移管先法人募集要項

花巻市では、つぎの花巻市立保育所（以下「移管保育所」という。）について、その設置運営を適正かつ円滑に行い、入所児童及び地域の児童並びにその保護者の福祉の増進を図っていただける社会福祉法人、学校法人に移管することといたしました。

移管保育所 笹間保育園（定員 45 名）

1 移管にあたって

移管にあたっては、公募方式により移管先法人の募集、選定を行います。

移管に際しては、これまでの移管保育所の運営・保育内容を基本とし、子どもたちのよりよい成長のために、保護者の意向を十分に配慮したうえで相互の意思疎通に努め、円滑な移管を行っていただきます。

移管後の移管保育所の運営は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 1 条に定める児童福祉の理念を前提に行っていただきます。あわせて、花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年花巻市条例第 27 条）、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）並びに国及び市の定める諸法令・計画・要綱等を遵守することはもとより、花巻市の指導に従っていただくとともに、児童・保護者・地域等との信頼関係の維持・向上に努めていただきます。

児童福祉法第 1 条第 1 項…すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
児童福祉法第 1 条第 2 項…すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

2 土地・建物

(1) 土地・建物の概要

施設名	定員	建築年月	構造	建物面積	敷地面積	経過年数
	所在地（土地の地目）					
	大規模修繕等					
笹間保育園	45	H6 年 3 月	木造	518.10 m ²	4,314 m ²	24 年
	花巻市北笹間 17-77（宅地）					
	H22 屋根塗装、床修繕、農集排接続、園児トイレ改修 H28 外壁塗装					

(2) 土地は、5 年間の無償貸付とします。無償貸付期間経過後については、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新することができるものとします。

(3) 貸付を受けた土地については、保育所以外の用途に使用することを禁止します。

(4) 土地の無償貸付について、次の場合は契約を解除します。

- ① 保育所以外の用途に供したとき。
- ② 市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき。
- ③ 土地を転貸したとき。

- ④ 市の承諾を得ずに土地上の建物の増改築を行ったとき。
 - ⑤ 市の承諾を得ずに土地上の建物の抵当権の設定を行ったとき。
 - ⑥ 契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における財産処分制限期間前に土地を明け渡す場合には、当市に対して建物及び工作物については現状のままでの引渡しをするとともに、建物及び工作物の買い取りを請求しないものとします。また、それ以降に土地を明け渡す場合は、建物及び工作物を撤去し、整地したうえ、当市に対して更地として明け渡すものとします。
- (6) 建物（設備・備品付帯工作物含み）については、原則無償譲渡します。
- (7) 譲渡をうけた建物については、保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- (8) 譲渡を受けた建物について、次の場合は市に協議することとします。
- ① 保育所を廃止するとき
 - ② 大規模改修または無償貸付する土地に増改築をするとき。
 - ③ 建物（設備・備品付帯工作物含み）を貸付けするとき
 - ④ 備品付帯工作物を廃棄・撤去するとき

3 移管年月日

平成 32 年 4 月 1 日

4 応募資格

応募資格は、つぎの全てに該当するものとします。

- (1) 花巻市内で現に保育所、幼稚園または幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）を運営している社会福祉法人、学校法人であること
- (2) 保育所等の直近 3 年以上良好な運営実績を有すること
- (3) 移管年月日に認可保育所として保育が開始できる見込みがあること

5 公募条件等

移管保育所の設置運営を引き受けるにあたっては、次の公募条件を守ること。

- (1) 関係法令等の遵守
関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。
- (2) 保育時間と休園日
 - ① 通常の保育時間は、おおむね午前 7 時から午後 6 時までとすること。
 - ② 休園日は、日曜日、国民の祝日の関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とすること。
- (3) 園の名称
園の名称については、漢字・ひらがな等を問わず、移管保育所の名称を園名の一部または全部に使用すること。
- (4) 定員及び受入れ年齢

- ① 移管前の定員を下回らないこと。
- ② 0歳児から5歳児までを受け入れること。

(5) 職員配置

- ① 園長は、児童福祉事業等に従事した経験を2年以上有し、児童福祉、幼児教育に熱意のある者とする。 (経験年数は、移管時の平成32年4月1日を起算日とします。以下同じ。)
- ② 保育士のうち最低1名は、10年以上の保育経験を有する者とする。
- ③ 保育士は、5年以上の保育経験を有する者を複数配置すること。
- ④ 乳児保育を行うにあたっては、保健師又は看護師を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。
- ⑤ 栄養士を配置することとし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。
- ⑥ 食数に応じて必要な調理員を配置すること。
- ⑦ 保育士の配置にあたっては、保育経験に配慮し、特に中心的役割を担う保育士は保育経験豊かな者を配置するとともに、バランスのとれた年齢層の職員構成とすることで、日々の保育が支障なく円滑に実施できるように努めること。

(6) 保育内容の継承

保護者の意見・要望等を取り入れながら、移管保育所の保育内容の継承に努めること。

(7) 特別保育事業

- ① 移管時から延長保育を最低限午後7時まで実施すること。
- ② 一時保育、病児・病後児保育等の実施に関しては、市と協議を行うこと。
- ③ 集団保育が可能な障がいのある子どもの受け入れに努めること。

(8) 行事

- ① 移管前の年間行事を継承するよう努め、その他の行事の実施については、原則として保護者の同意を得て行うこと。
- ② 地域活動事業として、地域の子育てを支援するための育児相談等を行うこと。

(9) 給食・保健衛生

- ① 給食は、自園調理方式を採用すること。
- ② 給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
- ③ 「食育基本法」や「保育園における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の指示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。
- ④ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。
- ⑤ 園児に対しては、年2回以上の健康診断及び歯科検診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。

(10) 費用の徴収

園児に配付する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担金を保護者に求めないこと。

ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。

(11) 職員研修

職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。

(12) 保護者との連携

① 保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。

② 苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

(13) 地域との連携

地域住民との交流の機会を設けあるいは受け入れ、地域に開かれた保育所運営に努めること。

(14) 運営計画の策定

移管後の保育所の運営について、運営方針や保育課程、施設管理や運営体制、収支計画などを運営計画として策定し、移管後5年間は市に提出すること。

(15) 移管保育所の非常勤職員の雇用について

移管保育所に平成32年3月31日まで勤務する花巻市の非常勤職員で、移管先法人での就労を希望するものについては、できるだけの採用を行うこと。

(16) 引継保育

平成31年4月から1年間の引継保育を予定しており、移管後においても引き続き保育を行うことができる保育士として主任保育士1名及び保育士2名を配置すること。なお、引継期間については、保護者、移管先法人及び市の三者で協議した上で、決定することとする。

6 選定

選定にあたっては、応募のあった法人から、保育所運営等の展望等についての説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

選定委員会において、展望等の説明と合わせて応募書類を審査し法人を選定した後、市に報告します。報告を受けて、市が移管先法人を決定します。

なお、選定委員会の会議は公開としますが、委員会の決定により非公開となることがあります。

選定基準は、選定委員会で協議の上、公開します。

応募の内容及び添付書類は、別紙のとおりとします。

7 移管前後の市の関与等

(1) 移管前における市の支援

移管前の平成31年4月から平成32年3月までに行う引継保育に要する保育士の派遣について、移管先法人と協議の上、その費用を負担します。

(2) 移管後における市の支援

移管先法人の保育の質の維持・向上のため、市は他の法人立保育園と同様に補助金や研修の面で支援します。

(3) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても必要に応じて市職員の訪問指導を行います。

また、引き続き一定期間、保護者・移管先法人・市の三者において定期的な協議の場を設け、保育内容を逐次確認するとともに、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善方法を協議させていただきます。

8 移管申込書類の配布等

- (1) 申込書等配布期間 平成30年7月11日(水)から同年8月21日(火)までの土曜日、日曜日を除く日
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 配布場所 花巻市教育委員会子ども課(石鳥谷総合支所2階)

9 質問の受付

移管先法人募集に関して質問があるときは、所定の質問票(様式7)によりファックス又は電子メールにて提出してください。受付期間は、平成30年7月20日(金)から同年8月10日(金)まで。提出された質問に対する回答は、後日、ファックスまたは電子メールにより回答します。

10 応募書類の提出

平成30年7月20日(金)から同年8月21日(火)までの土曜日、日曜日を除く期間中に石鳥谷総合支所2階子ども課に直接持参し、提出してください。(郵送等による受付はしません)

なお、受付時間は、午前9時から午後5時までです。

応募書類は、全てA4サイズ(予算書等で縮小すると判読困難なものについては、折り込み可)片面印刷で、提出部数は、正本1部及び副本(コピー可)6部とします。

11 その他

- (1) 移管先法人については、選定委員会での選定を経て、市の協議が整った後、9月下旬を目途に決定します。
- (2) 法人選定を行う際に、花巻市立保育所民営化事業者選定委員会で既設の保育所等における保育・教育について現地視察をさせていただきます。
- (3) 土地の貸付については、花巻市立保育所設置条例(平成18年花巻市条例第84号)の改正について、花巻市議会の議決を経た後に市と契約を締結させていただきます。
- (4) 今回提出いただく移管申込書は、返却いたしません。
- (5) 応募書類のほか、追加資料を提出いただくことがあります。
- (6) 移管先法人決定後、移管する保育所の保護者が既設の保育所等の見学を希望された場合は、積極的に対応していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡4-161
花巻市教育委員会教育部 子ども課 松原・藤本
TEL0198-45-1311(内344)FAX0198-45-1321
5 E-mail jidou@city.hanamaki.iwate.jp